

事務連絡
平成23年11月17日

都道府県
各 政令市 民生主管部局 御中
中核市
特別区

厚生労働省健康局総務課

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

厚生労働省老健局総務課

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律に基づく事務処理の特例について

厚生労働行政につきましては、日頃より多大なるご協力を賜り心からお礼申し上げます。さて、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成23年法律第98号、以下「特例法」という。）第5条第1項の規定に基づく指定県及び指定市町村（以下「避難元団体」という。）から避難住民に関する事務の届出を踏まえ、同条第3項の規定に基づき、平成23年11月15日に告示がなされたところです。

これにより、医療・福祉に関する事務についても避難元団体において処理することが困難な事務であるとして、避難先団体において処理することとされたところですが、これらの事務の引き継ぎに当たっての留意点を下記のとおりとりまとめましたので、貴職におかれましては、その旨御了知の上、貴管下の関

係者へ周知をお願いいたします。また、それぞれの事務に係る照会先は別紙のとおりとなっています。

記

1. 予防接種に関する事務について

(1) 予防接種事務について

①本告示の対象となる事務について

本告示において避難先団体において処理することとなる事務は、法律又は政令に基づいて自治体に義務づけをしているもののみであること。

②予防接種の対象者について

避難元団体は、届出のあった避難住民に関する情報を避難先団体に提供する必要があるが、その際、当該避難住民の予防接種に関する記録についても可能な限り添付して提供すること。

③予防接種に関する記録について

避難先団体においては、避難住民に予防接種を行った場合、予防接種に関する記録（予防接種法施行令第6条の2）を作成し、避難住民が避難元団体に戻った際には、当該団体に情報提供すること。避難住民が別の避難先団体に移った場合も、同様に予防接種に関する記録を提供すること。

④実費徴収のあり方について

予防接種法第24条に基づく実費の徴収については、各自治体の判断による取扱がなされており、避難元団体と避難先団体の取扱が異なる場合がある。そのため、実費徴収のあり方については避難先団体の取扱によることとし、避難住民に対しては、その旨ご理解いただくよう、丁寧な説明に努めること。

(2) 健康被害救済事務について（別添参照）

①事務の引き継ぎに当たっての整理について

特例法第6条第1項に基づく通知（以下、「通知」という。）前に避難元団体で健康被害救済が行われていたか否かに関わらず、

ア 健康被害救済事務について、通知後においては、避難元団体で行われていた事務は、その費用負担も含めて避難先団体に引き継がれること。

イ 避難住民が別の避難先団体に移った場合は、その時点から、移った先の避難先団体で処理すること。

ウ 避難住民が、避難元団体から避難先団体に住所を移した場合について

は、その時点から、避難元団体で、処理すること。

エ 避難元団体が指定市町村でなくなった場合その他特例法第6条第2項の効果が失われた場合においても、ウと同様に処理すること。

②変更交付申請等について

健康被害救済給付金の国庫補助申請額に変更が生じる場合には、避難元団体が既に交付決定を受けていれば、避難元団体は減額の変更交付申請を、避難先団体は増額の変更交付申請を行い、まだ交付決定を受けていない場合は、避難先団体から交付申請を行うこと。

2. 児童扶養手当に関する事務について

- (1) 避難元団体は、届出のあった避難住民に関する情報について、福島県等を通じて避難先団体に提供する必要があるため、その際、当該避難住民の児童扶養手当に関する記録（児童扶養手当受給資格者台帳の写し等をいう。以下同じ。）についても、可能な限り添付して提供すること。
- (2) 避難先団体においては、避難住民の児童扶養手当に関する記録により児童扶養手当受給資格者台帳等を作成し、避難住民が別の避難先団体に移った場合も、同様に児童扶養手当に関する記録を提供すること。
- (3) 避難元団体及び避難先団体の児童扶養手当受給資格者台帳の写し等の送付後の手続きについては、児童扶養手当都道府県事務取扱準則、児童扶養手当市等事務取扱準則及び児童扶養手当町村事務取扱準則の住所変更に係る事務処理と同様に処理するものとし、児童扶養手当受給資格者台帳等の備考欄に特例法による取扱いにより、避難元団体から移管された旨を記入する。また、児童扶養手当証書（児童扶養手当法施行規則様式第11号の2。以下、「証書」という。）を避難住民に交付するときは、従前の証書は効力を失うものである旨及び保有している従前の証書の送付を求め旨を情報提供すること。
- (4) 国庫負担金については、児童扶養手当給付費国庫負担金の申請額に変更が生じる場合であって、避難元団体が既に交付決定を受けているときは、避難元団体は減額の変更交付申請を、避難先団体は増額の変更交付申請を行うこと。他方、避難元団体がまだ交付決定を受けていないときは、避難先団体から交付申請を行うこと。
- (5) 避難先団体は、避難元団体から通知があった日の属する月の翌月分から手当を支給するものとする。
なお、避難先団体と避難元団体の支払いが重複しないよう、連携を図って対応すること。

3. 保育の実施に関する事務について

(1) 保育所入所に関する事務について

本特例措置により、避難先団体は、避難住民である乳幼児又は児童に保育に欠けるところがある場合であって、その保護者から申し込みがあったときは、保育所において保育しなければならないこととなる。この場合の入所手続きの事務については、避難先団体に住所地を置く住民と同様の取扱いとすること。

(2) 保育所運営費国庫負担金に関する事務について

保育所運営費国庫負担金については、避難先団体において、交付申請（変更交付申請）又は事業実績報告を行う際に、本特例措置により受け入れている児童数を含めて国庫負担金の申請を行うことにより交付がなされることとなる。

なお、今後、本特例措置の対象となる児童の数、年齢等の情報が必要となることが考えられるため、必要な情報を把握していただくようご留意願いたい。

(3) 保育所徴収金（保育料）に関する事務について

本特例措置の対象となる児童の保育料については、避難先団体の保育料の規定に基づき決定することとなる。当該決定を行うに当たり、必要となる情報（所得税額、市町村民税、各種の減免措置の有無及び必要な書類等）については、避難元団体に照会を行う等、適切に対応をすること。

また、現に避難先団体で保育を受けている児童で、避難元団体において東日本大震災に伴う保育料の減免を行っていた場合については、安心こども基金による保育料減免事業の対象とし、保育料負担が増加しないよう措置するなど、本特例措置の実施により避難住民に不利益が生じないよう、避難先団体においても特段の配慮をお願いしたい。なお、避難先団体で東日本大震災に伴う保育料の減免を行い、安心こども基金による保育料減免事業を活用する場合は、避難先団体より避難先団体の所在する都道府県に対して保育料減免事業の申請を行うこと。

4. 乳幼児、妊産婦等への健康診査、保健指導に関する事務について

本特例措置により、避難先団体は、避難住民である乳幼児及び妊産婦等に対して、健康診査及び保健指導等を実施することとなる。この場合の手続きの事務については、避難先団体に住所地を置く住民と同様の取扱いとすること。

また、当該事務を実施するに当たり、個人情報の取り扱いに十分留意した上で必要な情報を避難元団体と共有する等、避難住民の正確な情報の把握に努めること。

なお、妊婦健康診査のうち、妊婦健康診査支援基金（以下「基金」という。）で対応している分（9回分の1／2）について、本特例措置により追加費用が生じた場合は、現状の基金を活用すること。

5. 特別児童扶養手当等に関する事務について

(1) 特別児童扶養手当に関する事務について

- ① 避難元団体は、届出のあった避難住民に関する情報を避難先団体に提供するため、当該避難住民の特別児童扶養手当に関する記録についても、可能な限り添付して提供すること。
- ② 避難先団体においては、避難住民の特別児童扶養手当に関する記録により受給資格者名簿等を作成すること。また、避難住民が別の避難先団体に移る場合においても、①の場合と同様に、特別児童扶養手当に関する記録を提供すること。
- ③ 避難元団体及び避難先団体での特別児童扶養手当に関する事務の引き継ぎについては、「特別児童扶養手当都道府県事務取扱準則について（昭和50年8月13日児発第532号の2 厚生省児童家庭局長通知）」及び「特別児童扶養手当市町村事務取扱準則について（昭和50年8月13日 児発第532号の2 厚生省児童家庭局長通知）」の住所変更に係る事務処理と同様に処理するものとし、受給資格者名簿等の備考欄には、特例法による取扱いにより避難元団体から移管された旨を記入すること。
- ④ 避難元団体が特別児童扶養手当事務取扱交付金の交付決定を既に受けている場合には、同団体は減額の変更交付申請を行うこと。一方、避難先団体においては、増額の変更交付申請を行うこと。

なお、交付決定をまだ受けていないのであれば、避難先団体から交付申請を行うこと。
- ⑤ 特別児童扶養手当の支給に当たっては、避難先団体と避難元団体の支払いが重複しないよう、情報連携を確実にすること。

(2) 障害児福祉手当及び特別障害者手当に関する事務について

- ① 避難元団体は、届出のあった避難住民に関する情報を避難先団体に提供するため、当該避難住民の障害児福祉手当又は特別障害者手当に関する記録についても、可能な限り添付して提供すること。

- ② 避難先団体においては、避難住民の障害児福祉手当及び特別障害者手当に関する記録により受給者台帳を作成すること。また、避難住民が別の避難先団体に移る場合においても、①の場合と同様に、障害児福祉手当又は特別障害者手当に関する記録を提供すること。
- ③ 避難元団体及び避難先団体での障害児福祉手当及び特別障害者手当に関する事務の引き継ぎについては、「障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則準則について（昭和60年12月28日 社更第161号 厚生省社会局長通知）」の住所変更に係る事務処理と同様に処理するものとし、受給者台帳の備考欄には、特例法による取扱いにより避難元団体から移管された旨を記入すること。
- ④ 避難元団体が障害児福祉手当及び特別障害者手当給付費国庫負担金の交付決定を既に受けている場合には、同団体は減額の変更交付申請を行うこと。一方、避難先団体においては、増額の変更交付申請を行うこと。
なお、交付決定をまだ受けていないのであれば、避難先団体から交付申請を行うこと。
- ⑤ 障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に当たっては、避難先団体と避難元団体の支払いが重複しないよう、情報連携を確実に行うこと。

6. 障害者、障害児への介護給付費等の支給決定に関する事務について

(1) 事務の引き継ぎについて

本告示において避難先団体において処理することとなる事務は、通常の支給決定事務と同様であることから、特段の引き継ぎは必要ないと考えているが、避難先団体において支給決定を実施するに当たり、避難元団体が提供する避難住民に関する情報以外に必要な情報等がある場合には、情報連携を柔軟に行うこと。

(2) 国庫負担金の請求について

本告示による自立支援給付費については、通常の給付費請求の流れと同様であることから、本年度に受け入れた避難住民の自立支援給付費については、翌年度の事業実績報告による精算交付で対応すること。

7. 養護老人ホーム等への入所措置に関する事務について

避難者に関する情報については、避難元指定市町村から福島県を通じて避難先市町村に提供されるので、避難先の各市町村において、必要に応じて措置手

続きを行っていただきたい。

8. 介護予防等のための地域支援事業に関する事務について

(1) 事務の引継ぎにおける留意事項

避難先団体は、特例事務に係る必要な情報を個人情報の取り扱いに十分留意した上で指定市町村と共有するなど、避難住民の正確な情報の把握に努めていただきたい。

(2) 国庫補助負担金等に係る手続きについて

①国庫負担分について

変更交付申請にて対応するので、避難先団体は地域支援事業交付金交付要綱8の規定に基づき1月末日までに手続きいただきたい。

(当該申請に係る手続きについては、12月初旬に事務連絡を発出予定。)

※本告示に伴う事務連絡ではなく、毎年定例的に発出しているもの。

②都道府県負担分について

国庫負担分と同様に、避難先団体を包括する都道府県へ手続きいただきたい。

※ 国庫負担分及び都道府県負担分ともに、当初交付決定額にて不足する場合のみ手続きいただきたい。

9. 要介護認定等に関する事務について

避難先団体で認定事務を処理する際の取扱いについては、別途事務連絡を発出する。

(別紙)

医療・福祉に関する事務の照会先

事務処理名	担当課	連絡先
予防接種に関する事務	健康局結核感染症課予防接種室 調査管理係	03-3595-2257 (直通)
児童扶養手当に関する事務	雇用均等・児童家庭局家庭福祉課 母子家庭等自立支援室扶養手当 係	03-3595-3112 (直通)
保育の実施に関する事務	雇用均等・児童家庭局保育課 企画調整係／運営費係	03-3595-2542 (直通)
乳幼児、妊産婦等への健康診 査、保健指導に関する事務	雇用均等・児童家庭局母子保健課 母子保健係	03-3595-2544 (直通)
特別児童扶養手当等に関する 事務	社会・援護局障害保健福祉部企画 課手当係	03-3595-2389 (直通)
障害者、障害児への介護給付 等の支給決定に関する事務	社会・援護局障害保健福祉部障害 福祉課企画法令係	03-3595-2528 (直通)
上記事務のうち、障害程度区 分の認定に関する事務	社会・援護局障害保健福祉部精神 障害保健課障害程度区分係	03-3595-2307 (直通)
養護老人ホーム等への入所措 置に関する事務	老健局高齢者支援課予算係	03-3595-2888 (直通)
介護予防等のための地域支援 事業に関する事務	老健局振興課介護サービス振興 係	03-3595-2889 (直通)
要介護認定等に関する事務	老健局老人保健課介護認定係	03-3595-2490 (直通)